

女性のチカラ応援宣言事業 “Woman ちゅ応援宣言” 実施要領

令和3年2月17日制定

令和5年3月8日改正

令和6年12月9日最終改正

1 目的

社会における女性活躍推進に関する取組を加速させるためには、女性だけでなく、男性も含めた社会全体の働き方や意識の改革が必要である。そこで、県内の様々な分野のリーダー（インフルエンサー等を含む。以下「県内リーダー等」という。）に、女性のチカラ応援宣言をしてもらい、組織や社会の意識改革を促すようなメッセージの発信、取組みの実践に努めてもらうことで女性活躍推進の機運を高め、女性が力を発揮しやすい環境を整備していく。

2 名称

Woman ちゅ応援宣言（以下「応援宣言」という。）

3 実施機関（主催）

沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課

4 対象者

女性活躍を推進する県内のリーダー等で、別紙様式「Woman ちゅ応援宣言」により女性活躍推進に向けた自身の決意表明を行い、自らが「Woman ちゅ応援リーダー」として、宣言事項の実践に努めることに賛同する者

5 応援宣言の実施方法

原則として以下のとおり実施する。

- ①希望者は、宣言用紙の活動紹介欄に自身の所属や職種、活動内容等を記入、また、宣言項目3欄に女性活躍の加速に向けたオリジナルの活動・行動目標等を記入し、署名を行う。
- ②署名者本人が記入済みの宣言用紙を掲げているデジタル写真を撮影する。（任意）
- ③記入済みの宣言用紙の写し（カラーコピーによる紙媒体での印刷、またはPDFでの読み取り）と撮影したデジタル写真（データに限る）をメールまたは郵送にて女性力・ダイバーシティ推進課に提出する。

6 応援宣言の公表・発信

県内リーダー等が応援宣言に賛同したことについて、プレスリリースほか沖縄県公式ホームページ

ジにて公表する。また、各種広報媒体にて広く発信する。

7 留意事項

(1) 応援宣言については、以下のことを遵守する。

- ①特定の宗教の布教や政治活動を応援するものでないこと。
- ②特定の商品等を宣伝するものでないこと。
- ③他人の著作権、肖像権、商標権その他の権利を侵害するものでないこと。

(2) 以下の条件に該当する場合は宣言用紙の提出を受理しない。受理後に該当することが確認された場合は、県ホームページ等から削除する。

- ①応援宣言の趣旨にそぐわない言動・行動等がある場合や開示情報に虚偽又は重大な誤りがあることが確認された場合
- ②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する場合

(3) 応援宣言および写真については、県ホームページ等の各種広報媒体にて使用する。

附 則

この要領は、令和3年2月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月9日から施行する。